

令和5年度 学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

基本的考え

いじめは決して許される行為ではない。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んで行く。

いじめとは

児童に対して、一定の人的関係のある他の者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。

基本的認識

- ①いじめとは、人間として許されない行為である。
- ②いじめは、どの子にも、どの学級にも起こり得る。
- ③いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、様々な態様がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめ対策組織

◆いじめ防止対策委員会

【役割】・学校いじめ基本方針に基づく具体的な計画の作成、実行、検証

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに係る情報の収集、記録、共有
- ・認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討、実行

【構成】・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任（必要に応じて、学年主任、スクールカウンセラーなど）

未然防止の取組

①学級経営の充実

◆居場所が自覚できる学級づくり

②授業中における学習・生徒指導の充実

◆分かる授業づくり

③道徳授業の充実

◆自他の尊重、人権を守る態度の育成

④学級活動の充実

◆見て見ぬふりをしない

⑤学校行事の工夫

◆達成感、自己有用感等の育成

⑥児童会活動の工夫

◆縦割り班活動の充実

⑦情報モラル教育の充実

⑧特別な支援や配慮を要する児童へのいじめを防ぐ

◆特別支援教育への理解

早期発見の取組

①教員と児童の日常の交流を通しての発見

◆日常の観察、兆候チェック

②複数の教員の目による発見

◆相談室の活用（子どもと親の相談員）

③アンケート調査の実施把握と分析

◆生活アンケート、あそび調べ、アンケートQ U

◆学級内の人間関係の把握

④教育相談を通じた早期解決

◆お話タイム（担任他）

◆なないろ相談（スクールカウンセラー）

⑤家庭・地域との連携

◆信頼関係づくり、情報の共有

⑥連絡・報告・相談・報告の徹底

◆組織的な対応

いじめへの対処

(1) いじめが確認された場合の対応方針

- ①いじめの情報、気になる情報の把握と事実確認
 - ◆目撃、児童からの訴え、アンケート結果から、職員・保護者からの情報等
 - ◆事実の有無や内容の真偽について該当児童、関係児童への確認（担任等）
 - ◆管理職、主幹教諭への報告
 - ◆その日のうちに、家庭訪問し、保護者に事実を伝え、学校全体で対処することを伝える。
 - ②「いじめ防止対策委員会」の開催
 - ◆事案に応じて柔軟に構成員を加えてチームを編成する。
 - ◆具体的な対応方針と役割分担の決定（事実の究明後、具体的な対応方法決定）
 - ③事実の究明
 - ◆被害者、加害者、周囲の児童からの事情聴取等
 - ④いじめの関係者への指導
 - ◆いじめを受けている児童への対応
 - ◆いじめを行った児童への対応
 - ◆傍観したり周囲にいたりした児童への対応
 - ⑤保護者との連携
 - ◆いじめを受けた児童の保護者との連携
 - ◆いじめを行った児童の保護者との連携
 - ◆保護者との日常的な連携
 - ⑥全教職員への情報提供、共通理解について
 - ◆臨時職員会議の開催（事実関係、対応方針、具体的な対応方法等について共通理解）
 - ◆その都度、こまめに全職員への情報提供
 - ⑦出雲市教育委員会、関係諸機関との密接な連携について
 - ◆出雲市教育委員会からの指導・助言を仰ぐ。
 - ⑧保護者、地域への情報提供について
 - ◆全保護者、地域への情報提供の必要性について地域学校運営理事長、PTA 会長等と検討
- いじめの解消について
- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ◆行為が止んでいる状態が相当な期間（3カ月を目安）継続していること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ◆被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること

(2) いじめの重大事態への対応

- ①いじめの重大事態の意味
 - ◆いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ◆いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき
 - ◆児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ②いじめの重大事態に向けての取組
 - ◆すぐに出雲市教育委員会を通して、学校の設置者（市長）に報告する。
 - ◆設置者は、速やかに専門的知見を有する者で構成する調査組織を設置する。
 - ◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ◆調査結果をいじめを受けた児童や保護者へ説明をする。
 - ◆調査結果を設置者に報告する。
 - ◆調査結果を踏まえた必要な措置を行う。